平成２６年（フ）第１０３９０号
神奈川県横浜市都筑区川和町2320―１―101
債務者　白藤　洋一
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３９６号
東京都豊島区北大塚１丁目２―６―203
債務者　三嶋あゆみ
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４０１号
東京都足立区西竹の塚１丁目10―８―102
債務者　渡辺　典子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４０２号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目18―６
債務者　佐藤　守男
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８０号
北海道帯広市西７条南15丁目11番地３　コーポウエストセブン401号
債務者　小室　美和（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
沖縄県うるま市勝連平敷屋4188番地２
債務者　高良　清芳
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４４６号
静岡県島田市阿知ケ谷540番地の１
債務者　鎌倉　尚子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1064番地28
債務者　橋本　麻理
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０３３８号
東京都練馬区旭町１丁目33―22―614
債務者　鹿野えみ子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３４２号
神奈川県横浜市南区浦舟町３丁目43―６―905
債務者　カシマ　ジョアン　サンタ　マリア
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３４５号
東京都大田区大森中３丁目16―４―103
債務者　橋本　仁光
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２６年（フ）第３４号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富4575番地レジデンスマツダ105号、住民票上の住所長野県上伊那郡辰野町大字伊那富4575番地　レジデンスマツダ103号
破産者　福島　憲和
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２２６号
岐阜市鷺山東１丁目２番18号　ヴォアラクテⅡ202号室
破産者　野田　　誠
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７４号
岐阜県瑞穂市祖父江187番地１　ロイヤル野白20Ｂ号、前住所岐阜県本巣市十四条981番地12
破産者　ドス　サントス　エメルソン　リカルド（ＤＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ　ＥＭＥＲＳＯＮ　ＲＩＣＡＲＤＯ）
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７５号
岐阜県瑞穂市祖父江187番地１　ロイヤル野白20Ｂ号、前住所岐阜県本巣市十四条981番地12
破産者　サントスナタリーヨウコシルバイレイ（ＳＡＮＴＯＳ　ＮＡＴＡＬＬＹ　ＹＯＫＯ　ＳＩＬＶＡ　ＩＲＥＩ）
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１３６号
東京都江東区枝川３丁目７番３号　ガーデンハウスひろ303、開始決定時の住所静岡県富士市蓼原767番地の９　レオパレス潤107号
破産者　小林　順也
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１５２号
静岡県富士市森下69番地の１　メゾンブルーパロット202号
破産者　松本寿美子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２３３号
静岡県掛川市吉岡1047番地の７
破産者　川島ひろみ
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係